

デジタルツインを活用したCO<sub>2</sub>削減モデル化による  
脱炭素推進検討調査業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和6年2月

大阪市環境局  
環境施策部環境施策課エネルギー政策グループ

## 内容

1. 業務名称 .....	3
2. 本業務の背景及び目的 .....	3
3. 業務内容 .....	3
4. 事業規模（契約上限額） .....	3
5. 契約期間 .....	3
6. 履行場所 .....	3
7. 契約方法 .....	3
8. 参加資格等 .....	4
9. スケジュール .....	4
10. 応募手続き等に関する事項 .....	5
11. 選定に関する事項 .....	7
12. 契約に関する事項 .....	9
13. 提案書の無効 .....	9
14. その他 .....	9
15. 提出先、問い合わせ先 .....	10

### 〔別添資料〕

別添 1 「仕様書案」

別添 2 「契約書案」

別添 3 「再委託に係る特記仕様書」

## 1. 業務名称

デジタルツインを活用したCO<sub>2</sub>削減モデル化による脱炭素推進検討調査業務委託

## 2. 本業務の背景及び目的

本市では、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボンおおさか」の実現を長期目標に掲げ、2030年度までに温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）することをめざし、取組みを進めている。

本市は、わが国有数の業務集積地であることから、市内の温室効果ガス排出量は他地域に比べて業務部門の割合が大きく、とりわけオフィスビルのCO<sub>2</sub>削減が目標達成に向けて必要不可欠であり、実効性のある対策を進めるためには、排出状況と対策効果をビルごとに捉え、実現可能性を含めて、その手法等を示すことが重要である。具体的には、市内に集中する多くのオフィスビルは建築年次や延べ床面積等が異なること、また、省エネ手法についても、省エネ機器への更新や、建替えに伴うZEB化、その他様々な省エネ技術の導入等、多数の手法があるため、個々のビルの特性に応じて対策を講じることができるよう環境を整備することが必要である。

そこで、本事業では業務部門におけるCO<sub>2</sub>削減に向け、デジタルツイン技術の活用により、様々な脱炭素技術の導入における将来のシミュレーションを行い、大阪市環境基本計画における取組目標等を検討するための基礎資料とする。また、事業者自らが脱炭素に向けた対策を前倒して行えるよう情報発信を行い、事業者のCO<sub>2</sub>削減の取組推進につなげる。

## 3. 業務内容

- (1) 3D地図（LOD2）整備
- (2) 事前調査
- (3) シミュレーションにかかる条件整理
- (4) ユースケース開発
- (5) 整備・活用・オープンデータ化
- (6) 報告書の作成

※詳細については、別添1仕様書案のとおり

## 4. 事業規模（契約上限額）

金 49,999,994 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 4,545,454 円）

## 5. 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

※契約の締結は令和6年度大阪市予算の成立以降に行う。

## 6. 履行場所

本市指定場所

## 7. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 8. 参加資格等

(1) 次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 直近1カ年において、本店所在地の市町村税（東京都の場合は特別区税・都税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人等であること。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。
- オ 本市の入札参加資格者名簿に登録のある者については、大阪市競争入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- カ 過去5年間に、行政、民間を問わずCO<sub>2</sub>削減支援及びPLATEAUプロジェクトに関する業務の事業実績を有するもの。

(2) 2つ以上の事業者が共同企業体を結成して申請する場合は、上記ア～オの条件を満たす事業者同士の場合とし、以下の要件も満たさなければならない。なお、単独で参加申請した事業者は共同企業体の構成員になることはできない。また、参加申請後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

- ア 構成員<sup>\*</sup>は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、その者が参加手続きを行うこと。また、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。
- イ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- ウ 参加申請時に共同企業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- エ 共同企業体の代表団体又は構成員のいずれかについては、8. 参加資格等(1)カの条件も満たすこと。

※構成員とは、共同企業体を構成する2つ以上の各事業者のこと。

## 9. スケジュール

公募開始	令和6年2月29日
質問受付期間	令和6年2月29日～令和6年3月13日
質問に対する回答	令和6年3月18日
参加申請関係書類の受付期間	令和6年3月19日～令和6年4月15日
参加資格者決定通知	令和6年4月18日
企画提案書の受付期間	令和6年4月19日～令和6年4月30日
選定会議の開催	令和6年5月上旬
選定結果通知	令和6年5月中旬
契約締結・事業開始	令和6年5月下旬
事業完了	令和7年3月31日

## 10. 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付・回答

#### ア 質問方法

質問は、別紙「質問書（様式1）」により提出すること。また、電話、ファックス、持参及び郵送等は不可とし、次の電子メールアドレスあてに所属（事業者名、担当者所属・役職・氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）を記載のうえ、送付する方法による。

質問送信先 環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策グループ：[ja0088@city.osaka.lg.jp](mailto:ja0088@city.osaka.lg.jp)

なお、メール「件名」は「質問\_デジタルツインを活用したCO2削減モデル化による脱炭素推進検討調査業務委託」と明記すること。

#### イ 受付期間

令和6年2月29日～令和6年3月13日17時（市が受信完了）

※受付期限以降は受け付けないので注意すること。

### (2) 質問に対する回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年3月18日中に、環境局ホームページ「[https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal\\_hattyuuannkenn/21-Curr.html](https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuuannkenn/21-Curr.html)」に掲載する。口頭による個別回答は行わない。

回答の内容を確認しなかったことにより提案者が被った損失については、市は一切の責めを負わない。なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

### (3) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

#### ア 受付期間・時間

- ・令和6年3月19日～令和6年4月15日（土曜日及び日曜日は除く）
- ・9時30分～12時及び13時～17時

※受付期限以降は受け付けないので注意すること。

#### イ 提出方法

受付期限までに15. 提出先まで提出すること。持参のほか郵送等（提出期限必着）での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

※持参で提出する場合は、事前に電話連絡（06-6630-3483）を行うこと。

#### ウ 提出書類

提出書類		【単独法人等】	【共同企業体】
①	公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）	○	
①'	公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）		○
②	誓約書（様式3）	○	○
③	定款、寄附行為、規約など設立目的や運営方針が記載された資料（用紙：A4）	○	○
④	使用印鑑届単独法人等（様式4-1）または使用印鑑届共同企業体（様式4-2-1、様式4-2-2）	○	○

⑤	登記簿謄本又は登記事項全部証明書 ※写し可 ※法人の場合のみ	○	○
⑥	印鑑証明書 ※原本	○	○
⑦	直近1ヵ年分の本店所在地の市町村税の納税 証明書（全税目） ※写し可	○	○
⑧	直近1ヵ年分の消費税及び地方消費税の納税 証明書 ※写し可	○	○
⑨	直近1ヵ年の貸借対照表及び損益計算書 （連結決算の場合は単体分）※写し可	○	○
⑩	共同企業体届出書兼委任状（様式5）		○
⑪	共同企業体協定書 ※写し		○
⑫	業務実績調書（様式6）※	○	○ 代表団体もしくは 構成員のいずれか

※⑦及び⑧は「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※④～⑨は「令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿」に登録のある者については省略できるものとする（※承認番号を記載すること）。

※⑤～⑧は、申請日現在で発行から3ヵ月以内のものに限る。

※【共同企業体】については、②及び③、⑤～⑨は構成員となる、すべての事業者について提出すること。

※業務実績調書（様式6）については、単独応募の場合及び共同企業体で応募する場合は、代表団体又は構成員のいずれかについては、過去5年間に、行政、民間を問わずCO2削減支援及びPLATEAUプロジェクトに関する業務の事業実績等が分かる書類（契約書の写し等）を添付し提出すること。

#### エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和6年4月18日に、様式2-1もしくは2-2に記載の担当者メールアドレスあてに電子メールにて通知する。

#### （4）企画提案書類の提出

##### ア 受付期間・時間

・令和6年4月19日～令和6年4月30日【必着】

・9時30分～12時及び13時～17時

※受付期限以降は受け付けないので注意すること。

##### イ 提出方法

受付期限までに15.提出先まで提出すること。持参のほか郵送等（提出期限必着）での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

※持参で提出する場合は、事前に電話連絡（06-6630-3483）を行うこと。

※電子データ(PDF)については、15.提出先までメールにて送信すること。

##### ウ 提出データ及び書類

###### （ア）企画提案書

別添「仕様書（案）」の3.業務委託内容に係る提案内容が記載された企画提案書

(用紙：A4版10ページ以内(表紙・目次は含めず、両面印刷を基本とすること。)  
企画提案内容については、11. 選定基準及び別添「仕様書(案)」を参考に、具体的に記載すること。また、企画提案内容については、原則契約締結時に仕様書に盛り込むことを想定しているが、本市と契約相手方と共同で仕様内容を決定したうえで仕様書へ反映することとする。

(イ) 業務工程表(用紙：A3版またはA4版の片面とする。)

(ウ) 業務実績調書(様式6)

(エ) 業務従事者の経歴及び実績(従事者毎)(様式7)

(オ) 業務見積書(根拠資料を必ず記載すること)(様式8)

※見積金額は、業務の履行に必要な経費を全て積算すること。

※積算根拠の参考となるデータ等、客観的に妥当と判断できる根拠資料添付のこと。

※(ア)～(イ)は任意様式とする。(オ)については任意様式でも可能とする。

※(エ)について、参加者が共同企業体の場合、代表団体及び構成員すべての業務従事者を記載すること。

#### (5) 提出部数

正本 印刷物1部(記名・代表者印を押印したもの)

副本 印刷物5部(※)及び電子データ(PDFファイル)

**※副本には、記名・押印しないこと。また、事業者を推定できる内容(事業者の商号又は名称、代表者氏名、事業者を容易に推定できる業務名称等)にはマスキングの処理を行うこと(選定会議で使用するため)**

※業務実績調書(様式6)については、参加資格申請時に正本を提出済のため、副本(印刷物5部)及び電子データを提出すること。

## 11. 選定に関する事項

企画提案の審査については、選定会議を開催し、次の評価項目についての意見を聴取の上、本市で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は受け付けない。なお、上記会議の委員については、公正性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、選定にあたって必要となる知識・専門性を有する外部の者で構成する。

### (1) プレゼンテーション審査

ア 開催日

令和6年5月上旬(予定)

イ 実施場所

大阪市環境局会議室

ウ 内容・方法等

上記10.(4)ウの提出資料を使用し、企画提案について、口頭にて説明を行うこと。

資料の追加・変更は認めないが、必要に応じて事務局から資料の追加提出を求める場合がある。1者あたり30分程度(うち説明約15分、質疑応答約15分)とする。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間を変更する場合がある。プレゼンテーションの説明者は1者あたり3名程度とし、共同企業体の場合も同様とする。

エ 留意事項

プレゼンテーション当日の予定は別途通知する。指定した時刻に遅刻した場合は、天災

等、不可抗力が生じた場合を除き、失格とする。

(2) 選定基準・方法

評価項目	選定基準	配点
業務目的及び業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的及び業務内容に関する理解・知識が十分にあるか。</li> <li>・提案内容が、業務目的・業務内容と合致するか。</li> </ul>	20点
事業内容に関する提案（提案内容の企画力、創意工夫）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を効率的かつ効果的に実施できる計画的な全体スケジュールであるか。</li> <li>・企画提案内容が具体的で的確かつ目的達成に資する継続的な効果が発現される内容となっているか。</li> <li>・企画提案内容が現実的で、本市の地域特性も踏まえた実現性が高い方策となっているか。</li> <li>・事業実施にあたっては、随所に工夫が施されているか。</li> </ul>	40点
業務遂行にあたっての実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務工程は効率的かつ効果的に計画できているか。</li> <li>・企画提案内容に対し、十分な実施体制が整っているか。</li> <li>・業務従事者の適格性は妥当か。</li> <li>・業務従事者が本業務を遂行するうえで必要と思われる専門性やノウハウを見込んでいるか。</li> </ul>	20点
類似業務実績の豊富さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去のCO2削減支援及びPLATEAU プロジェクトに関する受注業務が充実しているか。</li> </ul>	10点
費用積算根拠の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算根拠が客観的に妥当と判断できるものとなっているか。</li> </ul>	10点
合計		100点

- ・審査の結果、最も評価点が高い事業者を委託予定事業者とする。ただし、合計点が100点満点中60点を下回った者は、委託予定事業者として選定しない場合がある。
- ・合計点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目のうち「事業内容に関する提案（提案内容の企画力、創意工夫）」の点数が最も高い者を委託予定事業者として選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案した提案書
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出書類が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの



(4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和6年5月中旬(予定)に選定結果を通知するとともに、環境局ホームページに掲載する。

## 12. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき業務委託契約を締結する。

契約内容は本市と協議のうえ仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 業務委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別添2「契約書案」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

別添3「再委託に係る特記仕様書」参照

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 13. 提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書を無効とする。

(1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) その他、本募集要項において示した条件等を満たしていない場合

## 14. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された書類は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての提案書類は返却しない。

エ 提出された書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ 企画提案書類については、期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 本プロポーザルは、委託予定事業者の選定を目的として実施するものであり、契約後の

業務においては、本市と協議をしながら仕様の策定を行うので、必ずしも提案内容通り実施するものではない。

- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。

(2) 契約に関する事項

- ア 本プロポーザルに係る契約の締結は、令和6年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受注者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。
- イ 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- ウ 業務の運営開始までに要した費用については、受注者が負担するものとする。
- エ 委託予定事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において、次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

## 15. 提出先、問い合わせ先

担当 大阪市環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策グループ 大谷・杉本

住所 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

電話 06-6630-3483

メール [ja0088@city.osaka.lg.jp](mailto:ja0088@city.osaka.lg.jp)

※提出の受付は、9時30分～12時及び13時～17時まで。(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)